

大学基準協会資料第63号
平成18年3月

大学通信教育基準

財団法人 大学基準協会

大 学 通 信 教 育 基 準

財団法人 大 学 基 準 協 会

目次

大学通信教育基準の趣旨と位置づけ	1
1 使命・目的	3
2 教育組織および研究組織	3
3 教育内容・方法等	3
(1) 教育課程等	
(2) 教育方法等	
(3) 学位授与・課程修了の認定	
4 学生の受け入れ	7
(1) 学生の受け入れ方法	
(2) 学生の受け入れ時期	
(3) 定員ならびに在籍学生数の適正化	
5 学生生活	8
(1) 在宅学習中の支援と人権の保護	
(2) スクーリング期間中の支援と人権の保護	
6 教育・研究環境	9
7 社会貢献	9
8 教員組織	9
(1) 教員組織	
(2) 教員の資格と責務	
(3) 教員の任免、昇任等と地位保障	
(4) 教員の教育・研究活動の評価	
9 事務組織	11
10 施設・設備等	11
11 図書館等	12
12 管理運営	12
13 財務	12
14 点検・評価	12
(1) 自己点検・評価	
(2) 第第三者評価	
15 情報公開・説明責任	13
点検・評価項目	14
大学通信教育基準検討委員会 委員名簿	21

大学通信教育基準の趣旨と位置づけ

大学基準協会は、1947（昭和 22）年 12 月「『大学通信教育基準』およびその解説」を制定し、1986（昭和 61）年までの間、3 度の改定を経てきた。しかし、それ以降の情報通信技術の飛躍的発展により、上記基準は通信制の課程の現況に必ずしも即さないものとなっていた。そこで、本協会は 2003（平成 15）年 10 月、「大学通信教育基準検討委員会」を設置し、同委員会にて、上記基準の具体的改定作業に着手した。『大学通信教育基準』（以下、本基準という）は、同委員会での通算 14 回の審議の後、基準委員会に上程し修正を経て、さらに 2006（平成 18）年 2 月に理事会での承認を得て、策定されるに至った。なお、審議の過程において、2 回にわたって関係各位からの意見聴取を行い、これらの意見について慎重に検討した。

今後、大学が学士課程の教育、修士・博士課程の教育・研究指導を、通信制の課程において実施するにあたっては、本基準に定める事項を参考にするものとする。本基準は通信制の課程を有する学部・研究科等を対象とする基準であり、通信制の課程が通学制の課程に併設されている場合、あるいは単独で設置されている場合の双方を対象とする。各基準が通信制の課程との併設型の大学に求められる基準であるか、単独で通信制の課程を設置している大学に求められる基準であるのかが区別できるよう、表現上配慮した。

なお、本協会が定める基準の体系（下図参照）が示すように、本基準は大学基準の下位基準であり、学士課程基準、修士・博士課程基準と同列に位置する。したがって、学士課程基準や修士・博士課程基準の表現と重なる部分であっても評価者の本基準使用上の便宜を考慮して記載した。これにより、通信制の課程を持つ大学による自己点検・評価、本協会の評価者による大学評価、いずれの場合にも、本基準のみにより評価作業を行うことができる。

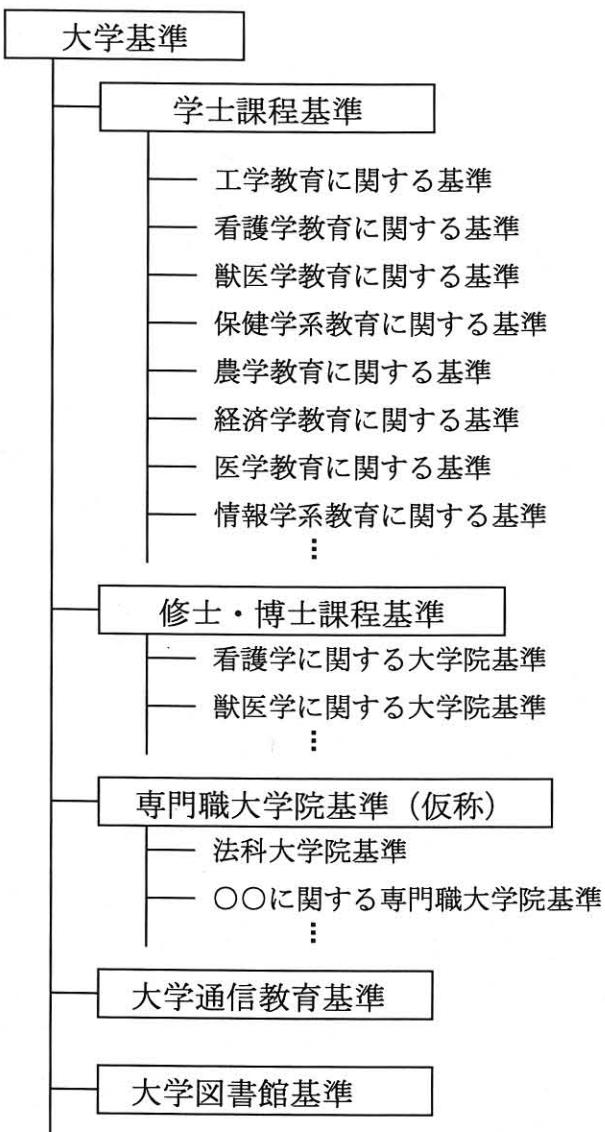
また、本協会の定める他の基準と同様、本基準は、文部科学省令で定められる「大学設置基準」、「大学院設置基準」、「大学通信教育設置基準」を前提とはしているが、その水準にとどまるものではなく、各大学自身が到達目標として掲げる理念・目的の実現に向けた恒常的な改善への努力を求める「向上基準」である。ただし、本基準で定めた全てのことを一律に各大学に求めているのではない。このため、本基準は各文の語尾を書き分けることで、重要性の度合いを表示している。すなわち、下記に示す 1 番は必須であることを示し、2 番、3 番と番号が進むにつれて、比較的重要性が低くなる。

1. 「必要である」、「～ねばならない」、「不可欠である」
2. 「重要である」
3. 「望まれる」、「望ましい」、「期待される」

さらに、本基準は、各大学の使命や目的を尊重し、通信制の課程の持つ多様な可能性と、その実情に配慮できるように、幅広い解釈が可能な表現を敢えて用いたところがある。

巻末には「点検・評価項目」を例示している。これは、大学自身および学外の評価者が本基準への適合状況を確認できるよう、評価を行う際の観点を参考までに列記したもので

ある。なお、現在、本協会では、大学評価に用いる「主要点検・評価項目」を 2008（平成 20）年度にむけて見直ししている最中であり、巻末で例示した項目もその見直しの参考にされる。



図：大学基準協会の定める基準体系図

1 使命・目的

大学は、高度の教育機関および学術研究の中心機関として、「学問の自由」を基礎に、有為な人材を育成し学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。また、大学院は、学術の理論および応用の深奥をきわめるとともに、それを教授研究し、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、学術の創造と文化の進展に寄与することを目的としている。

大学に設置されている学士課程、修士・博士課程はそれぞれ以下のような目的を持っている。学士課程は、それぞれの専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を身につけることを目的とし、修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とし、博士課程は、専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行うのに必要な、またはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力、およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

大学の通信制の課程は、時間や空間の制約を超えて教育機会を拡大することにより、上記のような大学の教育を広く一般に開放することを設置目的としている。したがって大学は、学士課程、修士・博士課程の目的を達成するよう、その水準維持に配慮する必要がある。その具体的実施に際しては通信制の課程の特性を考慮する必要がある。

また、大学は、設定した教育目標を、大学案内や学生便覧等の刊行物、ホームページ等を通じ、教職員、学生を含む学内の構成員に浸透させ、受験生を含む社会一般の人々に対しても明らかにし、さらに学術研究・文化の発展や社会的要請の変化等を視野に入れながら、自らの教育目標の適切性を不斷に検証することが必要である。

2 教育組織および研究組織

大学は、その教育目標を達成するために、通信制の課程の特性を考慮し、適切な教育組織および研究組織を構成するとともに、教育目標に則ってどのような組織形態をとるのが望ましいのかを不斷に検証する必要がある。

3 教育内容・方法等

(1) 教育課程等

① 教育課程の編成

大学は、教育目標を達成するために、通信制の課程の特性に配慮しつつ、学問の専門性に沿って、教育課程を適切に編成する必要がある。その際、学士課程、修士・博士課程それぞれの目的に留意して、各課程にふさわしい授業科目を配置し、教育を行う必要がある。

学士課程においては、国際化、情報化の進展等に留意して、実践的な語学能力、情

報活用能力等の育成を図るという観点にも十分に配慮する必要がある。また、専門教育に関わる授業科目、基礎教育や教養教育に関わる授業科目、外国語に関わる授業科目、情報教育に関わる授業科目等を、その教育目標に従い、総合的な大学教育の一環として、量的バランスを含めて効果的に編成する必要がある。特に、社会の多様化・複雑化が進行する中で、現代の社会的・学問的課題に積極的に取り組む知性を育むという観点に立脚し、総合的な視野から物事を見ることのできる能力、自主的、批判的に物事を思考し、的確に判断できる能力等を育成するとともに、豊かな人間性を身につけ、高い倫理観をもった人材を育成していくことが重要である。

修士・博士課程においては、学術研究の進歩や文化の多様化、科学技術の高度化等の動向にも十分に配慮する必要がある。また、高度専門職業人や研究者に必要な教養や倫理観の涵養にも十分に留意するとともに、実践力を身につける授業科目を適切に配置することが望ましい。

② 授業科目的設定と単位

大学は、各課程の教育目標に留意して、それにふさわしい授業科目を設定する必要がある。授業科目的設定にあたっては、各教育課程の基礎をなす学問分野や専攻領域の体系性等を考慮するとともに、学生による主体的学修¹の機会の保障にも十分留意することが重要である。

学生の学修の活性化を図り、その成果を責任をもって認定していくにあたり、大学は、単位制の本来の趣旨に十分留意する必要がある。同時に、単位配分にあたっては、各授業科目的特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学修負担等を考慮し、適切に設定することが必要である。

③ 履修科目の単位認定と単位互換

大学は、学年ごとに成績評価を行う上で、各履修科目の受験資格を得た学生に試験を課し、その合格者に対して単位認定を行う必要がある。

大学は、また、学士課程、修士・博士課程の目的と専門性の要請をよりよく充たし、教育・研究の多様化・活性化を図るために、みずからの大学および他大学の通学制の課程における学修、および大学以外の教育施設等における学修の単位を、みずからが設置する通信制の課程の単位として認定する等の方法により、学生に対して多様な学修機会を提供するとともに、国内外の大学間のより一層の連携・交流を推進することが望ましい。大学がこれらの方針を講じる場合には、それぞれの教育目標との整合性、単位認定する授業科目の内容や水準等について十分な検討を加えるとともに、単位認定の方針ならびにその要件と手続を明文化する等、教育上適切に配慮する必要がある。

¹本基準では、単位の修得や認定に直接かかわる学習のみを「学修」と言い、より広い意味に用いる「学習」と区別している。

④ 導入教育

大学は、入学者の多様化に伴って、一律の学修歴を求めることが困難になってきている状況を考慮し、学士課程、修士・博士課程の教育への円滑な移行を図るために、通信制の課程の特性を考慮した導入教育を実施することが重要である。

特に、大学は、通信制の課程に不可欠な情報通信技術の利用方法や文章表現能力、学生間の能力格差が大きい外国語等に関する教育を実施することが重要である。

(2) 教育方法等

① 授業の方法

大学は印刷教材等による授業、放送授業、面接授業またはメディアを利用して行う授業等を単独でまたは併用して適切に行う必要がある。また、教員が学生と直接会い指導する機会を確保するなど、教育効果を高める工夫をする必要がある。

大学は授業に先立って学生に対して教材を提供することが必要である。レポートやテスト等で授業理解度を確認するにあたって、大学が各種の情報通信技術を積極的に活用して指導を行うことも重要である。

② 学生に対する履修指導ならびに学習支援

通信制の課程を設置している大学が教育効果をあげるためには、学生の学修意欲を一層促進する適切な履修指導を行う必要がある。履修指導にあたっては、開設している授業科目の意義・内容を十分に理解させるために、入学時のオリエンテーション、刊行物もしくは電子媒体等を通じて、履修順序の明確化や履修コースモデルの提示等に努めるとともに、学位授与に関する要件や基準等もあらかじめ学生に周知する必要がある。

特に、在宅学習が中心となる通信制の課程においては、学修期間における学生からの質問等への迅速な対応が教育効果の向上につながることから、学修を個別的に支援する組織の配置等、学生の学修意欲を継続させるよう配慮することも重要である。また、教員と学生の顔が見える教育²を目指して、さまざまな情報通信技術を活用し、教員と学生の間、および学生間の相互交流を高めるよう工夫をすることが重要である。

また、学修の活性化を図るために、シラバスを作成し、その中で各授業科目的学修目標、授業方法、授業計画に加え、授業に向けた準備の指示や成績評価基準等を明確にするとともに、これに基づいて教育指導を行う必要がある。

² ここでいう「顔が見える」とは、通話中にリアルタイムで相手の画面が表示されるような情報通信技術の利用を限定的に指すのではない。「顔が見える教育」とは、教員と学生の間の緊密な相互交流を前提とした教育を比喩的に表現したものである。

③ 履修科目登録の上限設定および成績評価

通信制による学部等は、学生の主体的学修を促し、単位制度の実質化を図る観点から、学年ごとに学生が履修科目登録できる単位数の上限を定めることが重要である。なお、単位数の上限をどのように設定するか等の取扱いについては、それぞれの教育目標を考慮して大学が自主的に判断する必要がある。

あわせて、各課程の教育目標を達成するため、教員は、厳格な成績評価の実施に努める必要がある。そのために大学は、状況に応じた成績評価の仕組みを整備する必要がある。

④ 教育・研究指導の方法等

大学は、学生に広く知識を修得させるとともに、学士課程では学生が自主的、総合的、批判的に物事を思考し、的確に判断できる能力等を育成すること、修士・博士課程では学生が各自の専攻分野について主体的に思考し研究を進める能力を育成することが重要である。そのためには、教員およびインストラクターによるきめ細かな添削指導や論文作成方法等の指導等、教育・研究指導を実質化するための環境を整えることが重要である。特に、論文指導等を伴う研究指導や実技指導を行うにあたっては、個別指導が不可欠である。

また、研究科等が、学生の能力を多面的に発展させ、広い視野や豊かな学識を身につけさせるためには、指導教員複数制を採用することも有効であるが、その場合は指導上の責任を明確にするとともに、指導の一貫性を損なわないように配慮することが必要である。

さらに、教育・研究の内容によっては、学生が他の研究科等において必要な研究指導を受けることも有益である。その際、その措置が当該研究科等の理念・目的に適っているか、また、その内容がその課程レベルにふさわしいものとなっているかどうかを研究科等が、具体的に判断することも必要である。

⑤ 教育内容等の組織的な改善

大学が通信制の課程を設置するにあたっては、教育方法の充実を促進するために、教員の教育・研究に関わる指導能力の向上を不斷に図ることが重要である。その際、通信制の課程で大きな役割を果たす印刷教材の開発・改善に努めるとともに、添削指導員等の質の確保にも配慮することが重要である。このことから、教員の授業内容・方法の改善と向上に向けて、学生による授業評価の導入と活用、研修会の開催等、ファカルティ・ディベロップメントに関わる各種の組織的な取り組みを促進する必要がある。また、教員の情報リテラシーを向上させるために大学が適切な措置をとることも重要である。

⑥ 教育上の効果の測定

通信制の課程を設置する大学がその教育目標の達成を目指して教育活動を展開するにあたっては、その活動による教育効果の内容等を不斷に検証することが重要である。そのためには、教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用する必要がある。

また、大学が学生に対する教育効果の指標でもある単位修得率や、学位の授与状況、最長在学年限内の卒業率等を調査・検討し、その結果を有効に活用し、教育改善を図ることが重要である。

(3) 学位授与・課程修了の認定

学位授与・課程修了の認定は、大学の重要な責務の一つである。大学は、各課程の教育目標に留意して、学位授与・課程修了の認定に関わる柔軟で多様な方式を確立するとともに、大学制度本来の趣旨に従いこれを適切に運用することが重要である。そのためには、大学が学位授与の有無に関する基準や審査手続等を明文化するとともに、その適切性について不斷に検証する必要がある。なお、学位授与にあたっては、学位規則等に適切な専攻分野の名称を付記する必要がある。

また、標準修業年限未満での修了や、標準修業年限を超えた在学を認めている場合においては、そうした措置が適切になされるよう留意する必要がある。

4 学生の受け入れ

(1) 学生の受け入れ方法

大学は、各課程の教育目標を考慮して学生の受け入れ方針を定め、適切な体制を整えた上で、学生を公正に受け入れる必要がある。

受け入れにあたって大学は、入学希望者が学士課程、修士課程または博士課程の教育を受けるに足る基礎学力を有しているか否かを適切に確認することが必要である。その際、特に通信制の課程の特性を考慮して、入学希望者の意欲・適性等を多面的に評価することも重要である。

大学は、学生の受け入れのあり方を恒常的かつ系統的に検証する体制を整備する必要がある。また、大学は、合格判定基準の公表や、合否理由の開示による説明責任の遂行等、公正性の確保にも配慮する必要がある。なお、在宅学習が中心であるという通信制の課程での学修方法の特性を入学前に学生に周知することも重要である。

(2) 学生の受け入れ時期

大学は、その教育目標に応じて、学生の受け入れ時期を適切に決定する必要がある。また、学生が内外の教育機関の間で継続して学修することを望む場合、大学がわが国の教育機関やこれに対応する諸外国の教育機関との間で学生が円滑に学修できるよう配慮するこ

とも重要である。

(3) 定員ならびに在籍学生数の適正化

大学は、個々の学問分野、教員組織、施設・設備等の諸条件を基礎に、学生収容定員を決定するとともに、これに基づいて適切な数の学生を受け入れ、教育目標に即した教育・研究指導を実施し、教育・研究上の効果を高める必要がある。

著しい欠員や定員超過が常態化している場合、大学がその原因を把握するとともに、適正化に向けて対処することが望ましい。

5 学生生活

大学は、各課程の教育目標を達成するため、学生生活に適切に配慮する必要がある。大学は、特に個人情報を保護する上で十分な配慮を払う必要がある。

(1) 在宅学習中の支援と人権の保護

大学は、さまざまな情報通信手段を用いた在宅学習により学生が適切な教育を受け、研究活動を進められるように、日常的な学習支援のために大学・学生間の連絡窓口を設置するなど、学生からの質問、相談に適切に対応すること、学生相互間のコミュニケーションを確保し、交流を図るための地域別の支援体制を工夫することが必要である。

なお、情報通信技術を用いた相互交流を確保する場合には、誹謗・中傷等の問題や個人情報の漏洩を防止するための対策をとるなど、学生の人権保護に十分に配慮することが重要である。

また、学生の経済状態を安定させるとともに、在宅学習に必要な図書の購入費等を補助するための配慮として、通信制の課程の学生のみを対象とする奨学金制度（給付・貸与）を設置する他、学外の奨学金の受給に関わる相談や取り扱い業務を充実させることが重要である。

(2) スクーリング期間中の支援と人権の保護

大学は、スクーリング期間中の学修および心身の健康や保健衛生に関わる相談等に適切に対処するための体制を整備するよう努める必要がある。同時に、大学は、スクーリング期間中においても学生の人権を保護し、ハラスメントが無いよう十分に配慮する必要がある。

また、大学はスクーリングへの参加が学生の過度の負担にならないように配慮することも必要である。なお、集団生活を通じその人格を陶冶し能力を高めるための学生の課外活動に対し、大学が適切な指導や支援を行うことが重要である。これらの支援を行うために、大学は、福利厚生面においても体育施設や研修施設の整備・充実を図ることが望ましい。

6 教育・研究環境

大学は、教員が質の高い教育・研究活動を遂行できるように、人的・物的・時間的な環境を適切に整備する必要がある。

大学は個人研究費や研究旅費を用意し、研究室を含む研究用施設・設備を整備するとともに、ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント等の教育・研究補助スタッフの充実を図ることが必要である。なお、修士課程および博士課程の学生をティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント等に採用する場合には、その採用の基準、職務内容、報酬額等をあらかじめ明文化するとともに、その業務の遂行に伴いアシスタント学生に過度の負担が生じないよう、十分に配慮することが重要である。

また、研究活動を活性化させるために学外からの研究受託を推進する措置をとることも有益である。加えて、教員の研究活動に必要な研修機会や研修費等を確保するとともに、授業や管理運営の負担が過重にならないよう配慮する必要がある。

大学が通学制の課程と通信制の課程を併設しているときは、特に通学制の学部・研究科を兼担する教員の負担が過重にならないよう配慮しなければならない。

7 社会貢献

大学は、その知的資源をもって積極的に社会に貢献することが期待される。公開講座の開設等による社会との交流や、教育・研究の充実を図るための学外の教育・研究機関、企業・団体、および地域との連携・交流を促進するシステムの構築に努め、情報を発信し、教育・研究上の成果を社会に積極的に還元することが重要である。

また大学は、みずからが生み出す知識・技術等を社会に有効に還元するシステムを構築し、国際社会への貢献として、研究成果の国際学術誌等への速やかな公開、研究者間の情報交換と交流、外国への知識・技術の供与等に努めることが望ましい。

8 教員組織

(1) 教員組織

大学は、その教育目標を達成するために、教育課程の種類および規模に応じ、教育・研究上必要な内容と規模の教員組織を設けるとともに、そこに教員を適切に配置する必要がある。特に、学部等の教育課程を展開していく上で主要と見なされる科目には専任教員を適切に配置するとともに、兼任教員については、適切な数の専任教員を備えた上で必要に応じて置くことが望ましい。研究科等については、大学院専任教員や学部兼任教員を十分に配置した上で、教育・研究上の必要に応じて兼任教員を適切に配置することが重要である。なお、大学が、適切な教育・研究体制を維持するとともに、その一層の充実を期すため、専任教員の年齢構成を適切に保つことも重要である。

大学が教育課程を編成・展開するにあたっては、学生が有機的・体系的に学修できるように、各授業科目の担当教員間の連絡調整を密にするための措置をあらかじめ講じる必要

がある。また、実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を効果的に実施するためには、その教育を補助する要員の適切な配置等、学生の学修活動を支援するための人的体制を確立することが必要である。

なお、大学が通学制の課程と通信制の課程を併設しているときは、双方の教育を支障なく行えるよう適切な教員組織を設けることが必要である。

(2) 教員の資格と責務

大学は、高度の教育機関であるとともに、学術研究の中心機関であることから、教員には、教育と研究という職責が課される。教員は所属する学部・研究科等の設置目的について十分に理解し、これを達成するよう努力するとともに、教育・研究に関わる管理活動を主体的に分担することが必要である。

加えて、学部等では、教員は学生の学修を充実させ、教育の高度化、個性化を図るよう努める必要がある。研究科等の教員は、各自の専門における高度で精深な教育と研究を行うとともに、大学全体の教育研究水準の一層の向上を期するために、自らの教育研究能力を不斷に高めていく必要がある。研究科等の教員には、各課程における教育・研究の特性に応じて、高度の教育・研究上の指導能力や顕著な研究業績、ならびに専攻分野によっては高度の技術・技能、または実務能力が要求される。

教員の資格判定にあたって、大学は、教員としての適性、国内外における教育業績、研究業績、関連分野における実務経験等に十分に留意する必要がある。

(3) 教員の任免、昇任等と地位保障

大学が教員の任免、昇任等を行う際には、本人の教育・研究等の能力の実証を基礎に、明文化された基準と手続に従い、公正かつ適切な方法で行う必要がある。

大学は、教員が教育・研究活動を全うできるようにするために、その職責にふさわしい地位を保障すると同時に、適切な待遇を与えなければならない。これは任期制度を導入する場合においても同様である。

(4) 教員の教育・研究活動の評価

大学は、その教育課程の種類・内容等にふさわしい教育・研究上の能力を有する教員を配置するとともに、教員の教育・研究能力の向上を図るためにあたって、様々な評価法を開発し、これを活用の上、評価結果を公表する必要がある。評価にあたっては、各教員の教育・研究指導上の実績、研究成果の発表状況、学会活動、国内外の共同研究や国際プロジェクトへの参加状況、学術賞の受賞状況、学外での社会的活動の実状等、多面にわたる視点が必要である。

9 事務組織

大学は、教育・研究を円滑かつ効果的に行うために、学内における通信制の課程を担当する事務組織の位置づけを明確にしたうえで、時間的・空間的な制約が少ないという通信制の課程の特性を考慮し適切な事務組織を設ける必要がある。

事務組織は、学部・研究科等における教育・研究の趣旨と目的に深い理解を有する職員によって構成される必要がある。事務組織は、学内の意思決定・伝達システム全体の中で明確に位置づけられるとともに、教育・研究組織と適切な連携協力関係を保持しつつ、大学の運営を総合的に行うことが必要である。

特に、通信制の課程における事務の遂行に際して、学外での試験やスクーリングの実施、多様な学生への対応等の特性を考慮し、職員の研修機会の確保等適切な環境を整備することが望ましい。また、学生等の便宜を図るため、入学から卒業までの間の学生生活支援、入学、就職等の業務を担当する部門を事務組織内で明確化することも必要である。

10 施設・設備等

大学は、その理念と目的に沿った教育・研究を遂行するために、通信制の課程の特性に配慮しつつ、開設している教育課程の種類、学生数・教員数等の組織規模等に応じて、必要かつ十分な広さの校地、校舎を整備するとともに、その教育課程を有効に展開し学生への教育指導上の効果が十分発揮される適切な数・面積の講義室、演習室、実験・実習室等を設ける必要がある。

また、大学は、各課程の教育効果が十分あげられるような各種施設・設備、コンピュータその他情報機器を含む各種機器・備品等を整備し、社会の様々な要請の変化に適切に対応するために絶えずその更新・充実を図り、学生の学修に供する必要がある。その際、大学は、単に機械・設備等を整備するだけでなく、機器利用を補助するための人員を配置するとともに、学生や教職員がこれらを十分に活用できるような措置をとる必要がある。同時に、大学は、施設・設備および機器・備品を維持・管理するための十分な責任体制を確立するとともに、衛生・安全を確保するためのシステムを整備する必要がある。

なお、通信制の課程による教育を行うのと同一分野の学部等を基礎にし、かつ入学定員が一定規模に満たない研究科等は、学部等、大学附置研究所等の施設・設備を共用することもできる。その場合でも、研究科等は、教育・研究上の目的を達成するように十分に配慮することが望まれる。特に、修士・博士課程の学生は、学士課程に学ぶ学生と比較して、より高度かつ主体的な学修・研究に取り組むことが想定されていることに十分配慮する必要がある。

大学が、社会の様々な要請に応えて、サテライト式のキャンパスを設置したり、夜間開講の教育課程を用意したりするなど、多様な教育形態を探る場合には、大学は、それにより十分な教育・研究が行えるように、施設・設備の充実に特に配慮する必要がある。

11 図書館等

大学は、その教育目標に応じて、必要な図書・電子媒体等の資料を体系的、計画的に整備し、必要に応じてそれらの保管および利用のための施設を設けることが望ましい。大学は、学生の主体的学修の促進等を図るために、学生閲覧室の座席数を学生数に応じて適切に整備するとともに、必要な資料を体系的に整備しておく必要がある。また、効果的な図書館利用を可能とするため、学生に対するガイダンス、資料の閲覧・貸出業務、レファレンス・サービス等を適切に実施する必要がある。さらに、1年間の開館日数や、スクーリングの際の授業の終了時間を考慮した開館時間等についても配慮することが必要である。

また、大学は、学術研究の高度化、国際化、多様化に対応して、データベースや電子図書館を利用できるよう配慮することも望ましい。

12 管理運営

大学は、その理念・目的を実現するために管理運営に関する規定を定める必要がある。その運用にあたって大学は、学問の自由を尊重しつつ、民主的かつ効果的な意思決定を可能にするよう十分配慮する必要がある。

大学は、学内における通信制の課程に関する意思決定機関を設けこれを明確にする必要がある。また、他の学部教授会や研究科委員会、全学的審議機関等があれば、この意思決定機関はそれらとの連携を図る必要がある。

大学は、意思決定機関の長等の任免を、各大学の理念・目的に配慮しつつ、規定に従つて、公正かつ妥当な方法で行う必要がある。

13 財務

大学は、教育・研究を適切に遂行するために、明確な将来計画のもと、必要な経費を支弁する財源を確保し、これを適切に運用する必要がある。また、大学には、わが国の有為な人材の養成と学術研究の進展に寄与するにとどまらず、世界の人材養成と学術研究を先導することが求められている。大学は、教育・研究水準を維持する基盤整備に十分な安定的な財源の確保に特に配慮することが必要である。

大学は、科学研究費補助金等や寄附金の受給、社会への知識・技術の還元等、学外からの資金を受け入れるための組織・体制を整備し、その受け入れに積極的に取り組むことが重要である。

14 点検・評価

(1) 自己点検・評価

大学は、教育・研究を適切な水準に維持するだけでなく、その水準をさらに向上させるよう努めるとともに、その教育目標の達成に向けて改善・向上を図り多様で個性的な教育・研究活動を展開していくために、自らの活動を不斷に点検し評価する必要がある。

自己点検・評価を行うにあたって、大学は、その特色、組織および規模等に応じて、固有の組織体制を整備し、評価の手続・方法等を確立するとともに、適切な評価項目を設定し、これを実施する必要がある。とりわけ、自己点検・評価の結果を将来の改善・向上に結び付けていくためのシステムを整備する必要がある。

また、大学は、こうした自己点検・評価の結果を広く社会に公表する必要がある。

(2) 第三者評価

自己点検・評価を効果的に実施するために、大学は、評価の結果について学外者による第三者評価を定期的に受ける必要がある。あわせて、大学は、第三者評価の結果を、自らの改善・向上に結び付けていくためのシステムを整備する必要がある。

15 情報公開・説明責任

大学は、関係法規を遵守するとともに、組織・運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たす必要がある。また大学は、公開する情報に応じて適切な規定と組織を整え、対応することが望ましい。

大学は透明性の高い運営を行うとともに、通信制の課程に関する情報を適切に公開することによって、社会がその大学の状況を正しく理解し得るよう、特に配慮する必要がある。

点検・評価項目

1 使命・目的

- 1) 使命・目的ならびに教育目標を明確に設定しているか。
- 2) 使命・目的ならびに教育目標を教職員、学生等の学内の構成員に周知しているか。
- 3) 学士課程、修士・博士課程の目的を達成するよう、水準維持に配慮しているか。
- 4) 使命・目的ならびに教育目標をホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにしているか。

2 教育組織および研究組織

- 1) 教育目標を達成するために適切な教育組織および研究組織を構成しているか。
- 2) 教育組織および研究組織の適切性を検証する組織を設置しているか。

3 教育内容・方法等

(1) 教育課程等

① 教育課程の編成

- 1) 教育目標を達成するためにふさわしい授業科目を体系的に配置しているか。

② 授業科目の設定と単位

- 1) 学問分野や専攻領域の体系性等を考慮して授業科目を設定しているか
- 2) 学生の主体的学修機会の保障に留意して授業科目を設定しているか。
- 3) 授業科目に適切な単位が配分されているか。
- 4) 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学修負担等を考慮して単位計算を行っているか。

③ 履修科目の単位認定と単位互換

- 1) 授業科目の単位認定にいたる過程を適切に設定しているか。
- 2) テキスト科目に関しては、一単位あたり一定量の学習報告書（レポート）等の提出や情報通信技術を活用した授業理解度の確認等を通じて学生に当該科目の受験資格を認める等、当該科目の受験資格を適切に認定しているか。
- 3) 当該大学の通学制の課程における学修、他大学等における学修、および大学以外の教育施設等における学修の機会を提供しているか。
- 4) 当該大学の通学制の課程における学修、他大学等における学修、および大学以外の教育施設等における学修の単位認定・単位互換を行っている場合、その方針ならびにその要件と手続を明文化しているか。

④ 導入教育

- 1) 在宅学習が中心となる通信制の課程の特性を考慮し、多様な入学者に対応した導入教育を実施しているか。
- 2) 情報通信技術の利用方法に関する教育を実施しているか。
- 3) 文章表現能力の向上に関する指導を実施しているか。

(2) 教育方法等

① 授業の方法

- 1) 教育目標にしたがうとともに、学生の利便性に配慮して、各科目の授業形態を設定しているか。
- 2) 印刷教材等による授業において学修方法に関する指導は適切になされているか。
- 3) 印刷教材等による授業において適切な時期に適切な教材が配布されているか。
- 4) 印刷教材等による授業において市販の教科書を使用する場合、学修の手引きや教科書の内容を補うような補助教材を準備しているか。また、そのような補助教材の電子化に取り組んでいるか。
- 5) 印刷教材等による授業を行う場合、レポート添削の返却期間が事前に設定され、期間内のレポート返却がなされるような措置が行われているか。
- 6) レポート添削の際のコメントに最低字数を設けているか、学習意欲を向上させるような内容であるか等、コメントのあり方に配慮しているか。
- 7) 多様な学生に対応できる添削指導体制を探っているか。
- 8) 面接授業またはメディアを利用して行う授業において、毎回の授業の実施に当たって、学生間での意見交換の機会を与えるとともに、設問解答、質疑応答等による指導を行っているか。
- 9) メディアを利用して行う授業において、学生の授業理解度を確認する適切な方法をもっているか。

② 学生に対する履修指導ならびに学習支援

- 1) 教育効果をあげるために適切な履修指導を行っているか。
- 2) 学生からの質問に迅速に対応するための質問票等の適切なシステムが作られているか。
- 3) パソコン学習を支援する人的補助体制やヘルプデスクの配置等の措置を行っているか。
- 4) 学生の勉学意欲の低下による中途退学を防止するような方策を探っているか。
- 5) 各地域における学習会の開催や教科担当教員のホームページの開設を推進するなど、同一の通信制の課程に所属する教員と学生の間、および学生間の相互交流を高める工夫をしているか。
- 6) 授業および学生交流の場において情報通信技術を活用しているか。

- 7) シラバスを作成し、教育指導において有効に活用しているか。
- ③ 履修科目登録の上限設定および成績評価
- 1) 教育目標を考慮して一定期間に履修科目登録できる単位数の上限を定めているか。
 - 2) 成績評価に至る過程と基準が明示されているか。
 - 3) 学生が自身の成績に対する質問を行う仕組みは導入されているか。
- ④ 教育・研究指導の方法等
- 1) 研究科等における教育・研究指導を実質化するための環境を整えているか。
 - 2) 学生の学修活動を支援するための人的補助体制を確立しているか。
- ⑤ 教育内容等の組織的な改善
- 1) 教員の教育・研究に関わる指導能力の向上を不斷に図るために、ファカルティ・ディベロップメントに組織的に取り組んでいるか。
 - 2) 教材の開発や改善に取り組んでいるか。
 - 3) 添削指導員等の質の確保や指導員等にインセンティブを付与するための工夫をしているか。
 - 4) 教員の情報リテラシー向上のための措置を行っているか。
- ⑥ 教育上の効果の測定
- 1) 教育効果を恒常的に検証しているか。
 - 2) 教育効果測定のための指標・方法を設定しているか。
- (3) 学位授与・課程修了の認定
- 1) 学位授与・課程修了の認定方式を適切に運用しているか。
 - 2) 学位授与・課程修了の可否に関する基準や審査手続等を明文化しているか。
 - 3) 学位授与・課程修了の可否に関する基準や審査手續の適切性について検証しているか。
- ## 4 学生の受け入れ
- (1) 学生の受け入れ方法
- 1) 教育目標を適切に反映させた学生の受け入れ方針を定めているか。
 - 2) 学生の受け入れ方針にてらして適切な学生受け入れ体制を整えているか。
 - 3) 学生の受け入れ方針にてらして適切な方法で学生を受け入れているか。
 - 4) 学生の受け入れのあり方を恒常的かつ系統的に検証する体制を整備しているか。
 - 5) 学生の受け入れに関する説明責任を果たしているか。

(2) 学生の受け入れ時期

- 1) 教育目標に応じた学生の受け入れ時期を定めているか。
- 2) 学生の学修条件に支障が生じないよう学生の受け入れ時期を定めているか。

(3) 定員ならびに在籍学生数の適正化

- 1) 学問分野、教員組織、施設・設備等の諸条件を基礎に、学生収容定員を定めているか。
- 2) 学生収容定員に基づいて適切な数の学生を受け入れているか。

5 学生生活

(1) 在宅学習中の支援と人権の保護

- 1) 日常的な学習・生活支援のために学生からの相談体制を整備しているか。
- 2) 地域別の学生支援に取り組んでいるか。
- 3) 情報通信網上での学生の人権保護に配慮しているか。
- 4) 個人情報の保護に配慮しているか。
- 5) 学生に対する奨学金制度や、学外の奨学金の受給に関わる相談体制を整備しているか。

(2) スクーリング期間中の支援と人権の保護

- 1) スクーリング期間中の学生からの相談体制を整備しているか。
- 2) スクーリング期間中の学生の人権保護に配慮しているか。
- 3) 個人情報の保護に配慮しているか。
- 4) スクーリング参加費用の負担軽減を図っているか。
- 5) 学生の課外活動支援体制や福利厚生施設の整備・充実を図っているか。

6 教育・研究環境

- 1) 教員の教育・研究活動の活性化を図るために研究費を適切に配分しているか。
- 2) 教員の教育・研究活動の活性化を図るために教員の研究用施設・設備を適切に整備しているか。
- 3) 教育・研究補助スタッフの充実を図っているか。
- 4) 学外研究資金の導入を推進するための措置が採られているか。
- 5) 教員の研究活動の活性化に必要な研修機会や研修費等が確保されているか。
- 6) 通信制の授業や管理運営および通学制の学部・研究科の兼担等による教員の負担過重の防止に向けた配慮をしているか。

7 社会貢献

- 1) 教育・研究上の成果を社会に積極的に還元するための活動に取り組んでいるか。
- 2) 知識・技術等を社会に還元するための技術移転システムを構築しているか。
- 3) 国際社会への貢献のための活動に取り組んでいるか。

8 教員組織

(1) 教員組織

- 1) 教育目標を達成するために必要な教員組織を整備しているか。
- 2) 専任教員数は大学設置基準、大学通信教育設置基準、および大学院設置基準を充足しているか。
- 3) 教育課程を開設するうえで主要と見なされる科目に専任教員を配置しているか。
- 4) 専任教員の年齢構成にアンバランスはないか。
- 5) 通学制の課程と通信制の課程を併設している場合、双方の教育を支障なく行えるよう適切な教員組織を設けているか。

(2) 教員の資格と責務

- 1) 教員が所属する学部・研究科等の設置目的について十分理解できるよう配慮しているか。
- 2) 教員の教育・研究に関する管理活動の分担を適切に行っているか。
- 3) 教員の教育・研究能力の向上を支援する体制を整備しているか。
- 4) 教員の資格判定を適切に行っているか。

(3) 教員の任免、昇任等と地位保障

- 1) 教員の任免、昇任等を、明文化された基準と手続にしたがって、公正かつ適切な方法で行っているか。
- 2) 教員の職責にふさわしい地位・待遇を保障しているか。

(4) 教員の教育・研究活動の評価

- 1) 教育・研究・社会的活動等多面的な教員評価に取り組んでいるか。

9 事務組織

- 1) 学内における通信制の課程を担当する事務組織の位置づけは明確か。
- 2) 通信制の課程の特性を考慮した事務組織を整備しているか。
- 3) 事務組織と教育・研究組織の連携協力関係は適切に保持されているか。
- 4) 通信制の課程の特性に対応できるよう、職員に研修機会を確保しているか。
- 5) 学生の利便性を考慮して事務部門を整備しているか。

10 施設・設備等

- 1) 理念と目的に沿った教育・研究を遂行するために必要な施設・設備を整備しているか。
- 2) 教育効果をあげられるような各種施設・設備、各種機器・備品等の整備・充実に取り組んでいるか。
- 3) 学生や教職員が機器を十分活用できるよう、機器利用を補助するための人員を適切に配置しているか。
- 4) 施設・設備および機器・備品を維持・管理するための十分な責任体制を確立しているか。
- 5) 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムを整備しているか。

11 図書館等

- 1) 教育目標に応じて必要な図書・電子媒体等の資料を体系的、計画的に整備しているか。
- 2) 学生による効果的な図書館利用を可能とするための措置が採られているか。
- 3) スクーリングの際の授業の終了時間を考慮した開館時間の設定に配慮しているか。

12 管理運営

- 1) 学内における通信制の課程に関わる意思決定機関が明確にされているか。
- 2) 通信制の課程に関わる意思決定機関は明文化された規定に基づき、民主的かつ効果的な意思決定を行っているか。
- 3) 通信制の課程に関わる意思決定機関は、他の学部教授会や研究科委員会、全学的審議機関等との連携を適切に図っているか。
- 4) 通信制の課程に関わる意思決定機関の長等の任免を規定にしたがって、公正かつ妥当な方法で行っているか。

13 財務

- 1) 明確な将来計画のもと、教育・研究を適切に遂行するために必要な財政基盤を確立しているか。
- 2) 学外からの資金を受け入れるための組織・体制を整備しているか。
- 3) 学外からの資金を積極的に受け入れているか。

14 点検・評価

(1) 自己点検・評価

- 1) 定期的に自己点検・評価を行っているか。

- 2) 自己点検・評価のための組織体制、手続・方法を確立しているか。
- 3) 自己点検・評価の結果を将来の改善・向上に結び付けていくためのシステムを整備しているか。
- 4) 自己点検・評価の結果を社会に公表しているか。

(2) 第三者評価

- 1) 自己点検・評価の結果について学外者による第三者評価を定期的に受けているか。
- 2) 第三者評価の結果を将来の改善・向上に結び付けていくためのシステムを整備しているか。

15 情報公開・説明責任

- 1) 組織・運営と諸活動の状況について情報公開するための規定と組織を整備しているか。
- 2) 社会が大学の状況を正しく理解できるよう、情報公開の内容・方法に配慮しているか。

大学通信教育基準検討委員会 委員名簿

委員長	後 藤 祥 子	(日本女子大学)
委 員	大 森 正 仁	(慶應義塾大学)
"	佐 藤 典 人	(法政大学)
"	宮 本 晃	(日本大学)
"	山 内 惟 介	(中央大学)
"	吉 田 文	(メディア教育開発センター)
委員兼幹事	時子山 ひろみ	(日本女子大学)

平成 18 年 2 月 22 日現在

財団法人大学基準協会 資料第63号

大学通信教育基準

平成18年3月25日 印刷 (非売品)
平成18年3月30日 発行

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目7番地の13
財団法人 大学基準協会

編集兼 発行人 澤 田 進

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目7番地の13
発行所 財団法人 大学基準協会
電話 (03) (5228) 2020
FAX (03) (5228) 2323

〒102-0084 東京都千代田区二番町14番地の5
印刷所 中央印刷事務器株式会社
